

## [事案 28-279] 契約無効・契約者貸付無効請求

- 平成 29 年 8 月 22 日 和解成立

### <事案の概要>

配偶者が無断で加入申込みを行ったことを理由に、契約の無効を、また仮に契約が有効であったとしても、配偶者が無断で行ったことを理由に、契約者貸付の無効を求めて申立てのあつたもの。

### <申立人の主張>

平成 6 年 8 月に契約した個人年金保険について、以下の理由により、契約の無効および既払込保険料の返還または契約者貸付の無効および契約者貸付がなかったことを前提とした解約返戻金の支払いをしてほしい。

- (1) 配偶者には、保険契約を締結する代理権はなく、自身に無断で契約の加入申込みをした。
- (2) 契約が有効だとしても、契約者貸付は、配偶者が自身に無断で行った。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人配偶者は、家計管理について申立人から包括的な代理権を付与されており、家計の範囲で保険契約を締結する代理権を有していた。また、代理権が付与されていなかったとしても、申立人は、事後的に契約締結を追認している。
- (2) 申立人配偶者は、契約者貸付の代理権を有していた。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時および契約者貸付時の状況等を把握するため、申立人および本契約の募集人でもあった申立人配偶者に対して事情聴取を行った。なお、契約者貸付に利用されたカードの発行手続きの取扱者は、既に退職しており、連絡が取れず、事情聴取を実施することはできなかった。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人は契約を追認したものと認められ、契約者貸付についても配偶者に代理権が全くなかったとは認められないが、契約の申込手続きは適切に行われておらず、また、カード発行手続きも適切に行われていなかった可能性を否定できないことから、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。